

大阪府松原市府有地等の活用に係る開発事業者公募 質問に対する回答 【8回目】（令和6年11月26日）

No.	質問		回答
	要領のページ	内容（原則、原文のまま掲載）	
1	31 (4) ①	既存建物の設計図書等について閲覧可能とのことですが、コピーは可能でしょうか。 可能であればホームページにPDF資料掲載お願いできますでしょうか。	<p>広く公表すべき資料とは考えていないため、ホームページには掲載しません。お手数ですが、希望される場合は下記において閲覧いただきますようお願いいたします。お越しになる前には電話でご一報ください。</p> <p>大阪府環境農林水産部流通対策室市場・検査指導課 市場グループ 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）23階 電話：06-6210-9608</p> <p>なお、府有地にかかる大阪府所有の資料について、閲覧ではなく提供を希望される場合は、下記のメールアドレスにご連絡いただければ、電子データ（PDFファイル）を提供します。その際、メールの件名を「【大阪府松原市府有地等活用に係る開発事業者公募】資料の提供依頼」とし、メール本文に提供を希望する資料を記載してください。</p> <p>大阪府環境農林水産部流通対策室市場・検査指導課 市場グループ メールアドレス：ryutsutaisaku-g01@gbox.pref.osaka.lg.jp</p>
2	61 (4) ①	「大阪府松原市府有地等の活用に係る開発事業者公募要領」の6ページに記載のある「土壌汚染調査（地歴調査）」の報告書一式をご提供いただけないでしょうか？	<p>お示しの府有地にかかる大阪府所有の資料について、閲覧ではなく提供を希望される場合は、下記のメールアドレスにご連絡いただければ、電子データ（PDFファイル）を提供します。その際、メールの件名を「【大阪府松原市府有地等活用に係る開発事業者公募】資料の提供依頼」とし、メール本文に提供を希望する資料を記載してください。</p> <p>大阪府環境農林水産部流通対策室市場・検査指導課 市場グループ メールアドレス：ryutsutaisaku-g01@gbox.pref.osaka.lg.jp</p>
3	71 (4) ①	現地見学会時に閲覧できた「アスベスト等分析調査業務」を含む各種資料についてホームページにPDF資料の掲載をお願いできますでしょうか。	<p>広く公表すべき資料とは考えていないため、ホームページには掲載しません。現地見学会の際に会場で閲覧に供した資料は、大阪府庁または松原市役所で閲覧いただくことが可能ですので、希望される場合は公募要領に記載している各資料のお問合せ先にご一報いただき、閲覧にお越しいただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、府有地にかかる大阪府所有の資料について、閲覧ではなく提供を希望される場合は、下記のメールアドレスにご連絡いただければ、電子データ（PDFファイル）を提供します。その際、メールの件名を「【大阪府松原市府有地等活用に係る開発事業者公募】資料の提供依頼」とし、メール本文に提供を希望する資料を記載してください。</p> <p>大阪府環境農林水産部流通対策室市場・検査指導課 市場グループ メールアドレス：ryutsutaisaku-g01@gbox.pref.osaka.lg.jp</p>
4	91 (4) ②	土質調査結果についてPDFで開示頂けますでしょうか。	<p>公募要領9ページに記載の通り松原市総務部財産管理課において閲覧いただくことが可能となっておりますので、希望される場合はご一報をいただき、閲覧にお越しいただきますようお願いいたします。</p>
5	91 (4) ②	「大阪府松原市府有地等の活用に係る開発事業者公募要領」の9ページに記載のある「（ため池の）土質調査」の報告書一式をご提供いただけないでしょうか？	<p>公募要領9ページに記載の通り松原市総務部財産管理課において閲覧いただくことが可能となっておりますので、希望される場合はご一報をいただき、閲覧にお越しいただきますようお願いいたします。</p>
6	91 (4) ②	河合新池の＜土地の利用履歴等調査業務報告書＞、＜廃棄物層調査業務報告書＞、＜地質調査報告書＞（令和5年10月）について、ホームページに資料掲載をお願いできますでしょうか。	<p>公募要領9ページに記載の通り松原市総務部財産管理課において閲覧いただくことが可能となっておりますので、希望される場合はご一報をいただき、閲覧にお越しいただきますようお願いいたします。</p>
7	214 (2) ③	念のため確認ですが、ウの「定款または寄付行為及び役員名簿で最新のもの」について定款があれば寄付行為は不要と理解してよろしいでしょうか。	<p>お見込みのとおりです。</p>
8	--	当該敷地西側の里道より盛り土（増し土）等の断面が目視にて確認ができ、地中部に埋設がれき等敷き均されると予想されますが、それらを含めた地中障害物の実態（範囲）がわかる資料があればご提示お願いいたします。	<p>公募要領中に記載している資料以外にお示しできる資料はありません。</p>
9	--	開発道路の幅員について、住宅用途以外の場合、前面道路の有効幅員は原則9m以上必要となります。第一交差点まで9mの拡張を行うのは現実的ではないと思うのですが緩和基準についてどのようにお考えでしょうか。	<p>開発区域が接することとなる道路の幅員については、開発許可申請の計画内容（第一交差点までの道路拡幅計画、交通量、通行車両の大きさ、消防自動車及びゴミ収集車への通行上支障がないこと等）を総合的に勘案して開発許可担当部署が判断することとなります。</p>